

令和3年11月5日

特定元方事業者
現場責任者 殿

新宿労働基準監督署長



建設現場における特定元方事業者による統括管理の徹底について（要請）

令和3年における当署管内建設業の休業4日以上¹の死傷者数は、10月末日現在50人（コロナを除く）で、前年同期比10人の減少（-17%）となっています。

災害発生状況を見ると、脚立・足場等からの墜落・転落災害が18%、段差や突起物等による転倒災害が18%、荷物や手工具等によるはさまれ・巻き込まれ災害が18%発生し、これらの災害だけで全体の54%を占めていることから、特定元方事業者においては、これらの災害防止を重点とした安全対策を推進していただく必要があります。

一方、災害発生現場を調査すると、これらの災害において物的原因（安全設備等の欠陥によるもの）又は人的原因（不安全行動によるもの）が認められますが、その背景として、労働安全衛生法第29条に定める「元方事業者等の講ずべき措置等」及び第30条に定める「特定元方事業者等の講ずべき措置」が確実に実施されていないことの原因も認められることから、当署においては、同条に基づく統括管理の徹底を指導しているところです。

つきましては、特定元方事業者による統括管理を徹底し、労働災害防止に万全を期していただくため、貴職におかれては、裏面の「現場における統括安全衛生管理の基本的事項（労働安全衛生法令及び元方事業者による建設現場安全管理指針等に定めるもの）」を確実に実施されるよう要請します。

なお、基本的事項の内容を確認した上で現場責任者欄に署名し、現場事務所等に掲示していただくようお願いします。

現場における統括安全衛生管理の基本的事項

～ トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心 ～



第13次防推進中

- 1 現場における統括安全衛生管理の実施
 - (1) すべての関係請負人が参加する災害防止協議会の設置及び運営
 - (2) 関係請負人との作業間の連絡及び調整
 - (3) 作業場所巡視による不安全状態や不安全行動の是正とその指導
 - (4) 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
 - (5) 工程に関する計画並びに主要な機械、設備及び仮設建設物の配置に関する計画の作成と関係請負人への指導
- 2 関係請負人及びその労働者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導の実施
- 3 関係請負人の労働者に使用させる設備等の安全対策の実施
- 4 現場における安全衛生管理計画の作成及び実施
- 5 施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（毎日・毎週・毎月）の実施
- 6 現場におけるリスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- 7 墜落・転落災害防止対策の実施（高所作業自体が少なく済むような工法や危険のない作業方法の採用、足場の手すり先行工法の導入、作業床・手すり等の設置と点検の実施及び墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則使用
- 8 物体の落下防止対策の実施（幅木、防網、メッシュシート等の設置）
- 9 資格を必要とする業務の把握及び有資格者の確認の実施
- 10 移動式クレーン等、くい打機等の建設機械使用時における安全対策の実施
- 11 リース機械等の使用時における労働災害を防止するためオペレーターとの安全作業打合わせ及び作業指示の実施
- 12 危険の見える化に配慮した労働災害防止に関する標識・掲示等の積極的な実施

現場責任者
